

国 地 契 第 2 6 号
平成19年8月31日

各地方整備局長 あて

国土交通事務次官

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書について」（平成19年6月18日付国官会第421号、国地契第14号）をもって送付した「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」第2章I3.において、発注者として行う指名停止措置の強化を図るため、重大な独占禁止法違反行為等における指名停止期間を現行の1.5倍相当とし、その最長期間を24ヵ月から36ヵ月に延伸することとされているところである。

ついては、標記要領の一部を別紙のとおり改正したので、遺漏のなきよう措置されたい。

別紙

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部を改正する要領

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）の一部を次のように改正する。

第3第2項中「、1.5倍」を「1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍」に、第3第4項中「24ヵ月」を「36ヵ月」に改める。

第4第1号中「、又は」を「又は」に改め、「2倍」の次に「(別表第2第12号に該当したときは、2.5倍)」を加え、第4第2号及び第3号中「2倍」の次に「(別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、2.5倍)」を加え、第4第4号中「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」を「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」に改め、第4第4号及び第5号中「1ヵ月」の次に「(別表第2第12号に該当する有資格業者にあつては、1.5ヵ月)」を加える。

別表第2第12号中「24ヵ月」を「36ヵ月」に改める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（抄）
（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）

改 正 後	現 行
<p>第1、第2（略）</p> <p>（指名停止の期間の特例）</p> <p>第3 1（略）</p> <p>2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは<u>1.5倍</u>、<u>別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍</u>）の期間とする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>36ヵ月</u>を超える場合は<u>36ヵ月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5、6（略）</p> <p>（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）</p> <p>第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 談合情報を得た場合 <u>又は</u>国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍（<u>別表第2第12号に該当したときは、2.5倍</u>）の期間</p> <p>二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等</p>	<p>第1、第2（略）</p> <p>（指名停止の期間の特例）</p> <p>第3 1（略）</p> <p>2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、<u>1.5倍</u>）の期間とする。</p> <p>一、二（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が<u>24ヵ月</u>を超える場合は<u>24ヵ月</u>）まで延長することができる。</p> <p>5、6（略）</p> <p>（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）</p> <p>第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。</p> <p>一 談合情報を得た場合、<u>又は</u>国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間</p> <p>二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等</p>

妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、2.5倍）の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間

五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月（別表第2第12号に該当する有資格者にあつては、1.5ヵ月）加算した期間

第5～第10 （略）

別表第1 （略）

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなつた場合は除く。）

それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

第5～第10 （略）

別表第1 （略）

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
1～11 (略)	(略)
(重大な独占禁止法違反行為等) 12 (略)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った 日から6ヵ月以上36ヵ月以内
13～16 (略)	(略)

措置要件	期間
1～11 (略)	(略)
(重大な独占禁止法違反行為等) 12 (略)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った 日から6ヵ月以上24ヵ月以内
13～16 (略)	(略)